

文書問題調査特別委員会議事順序

令和7年1月27日(月)
午前10時
大会議室

開 会

- 1 諸 報 告
- 2 本委員会の調査経費の追加について
- 3 聞き取り調査及び書面調査について
- 4 調査報告書について
- 5 そ の 他

閉 会

差出人: Nakano, Makoto (A&S) [REDACTED]
送信日時: 2025年1月7日火曜日 15:22
宛先: 議事課 組織
件名: 【弁護士 中野 真】引用された著書の見解に関する訂正依頼につきまして

兵庫県議会事務局 議事課 御中

私は、以下の書籍の執筆者ですが、昨年12月25日の百条委員会における片山元副知事への聴取の際に、片山元副知事が、同書籍を画面上に映した上で、「同書籍には公益通報者保護法11条2項の体制整備等義務について3号通報に関する不利益な取扱いや通報者探索の防止措置を含まない旨の記載がある」旨の供述を行い、これがインターネットを通じて対外的に発信されている事実を知りました。

[解説 改正公益通報者保護法 第2版 | 山本 隆司, 水町 勇一郎, 中野 真, 竹村 知己 | 本 | 通販 | Amazon](#)

上記片山元副知事の供述は、「公益通報者保護法に基づく指針の解説」（消費者庁、令和3年10月）14頁の以下の記載に反する誤った解釈であり、こうした誤った解釈が上記書籍に記載されている旨が対外的に発信されていることとなります。「法第2条に定める「処分等の権限を有する行政機関」や「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者」に対して公益通報をする者についても、同様に不利益な取扱いが防止される必要があるほか、範囲外共有や通報者の探索も防止される必要がある。」

[公益通報者保護法に基づく指針の解説](#)

しかし、上記書籍では、258頁の(4) 公益通報者を保護する措置 (a) 不利益な取扱いを防止する措置」の説明文1行目の「公益通報者」に脚注165) が付されているところ、同脚注で、「165) 内部公益通報をした者に限られず、2号通報および3号通報をした者に対する不利益な取扱いも防止等の措置をとる必要がある。」との記載があり、上記書籍では3号通報について不利益な取扱い防止等の措置をする必要がない旨の記載はしていません。

上記箇所は、弊職の執筆箇所であるところ、片山元副知事は、共著者である山本隆司先生がこうした見解を示している旨の供述を行っており、山本先生にも申し訳ないと考えております。そのため、上記の誤りについて、訂正をしていただけるとありがたいです。

なお、昨年12月6日に浜田聡参議院議員が、上記片山元副知事と同様の見解に基づき、以下のとおり国会で質問主意書を提出しております。

[公益通報者保護法の体制整備等義務は内部通報者のみとしている逐条解説に関する質問主意書：参議院](#)

過去に一般の方から弘文堂を通じて上記浜田議員と同様の質問がありましたが、私から、以下のとおり回答しております。「該当箇所は、事業者が内部公益通報に当たらない外部の労働者等からの公益通報に対応するための体制整備をする義務はない、すなわち、そのような外部からの公益通報に対応する窓口を含む体制を整備する義務まで事業者が負うものではないという趣旨で記載したものであり、11条2項の義務の内容が全て内部公益通報に関するものに限定されるという趣旨の記載ではありません。」

225頁4行目に、「（詳細は本章11条第4項～7項2参照）。」とあり、該当箇所の258頁の「(4) 公益通報者を保護する措置 (a) 不利益な取扱いを防止する措置」の説明文1行目の「公益通報者」に脚注165) が付されており、脚注で、「165) 内部公益通報をした者に限らず、2号通報および3号通報をした者に対する不利益な取扱いも防止等の措置をとる必要がある。」との記載がございます。

いただいたご意見については貴重なものと考えており、今後の参考にさせていただきます。」

どうぞよろしくお願いいたします。

弁護士 中野 真

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番2号 富国生命ビル

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業



令和7年1月16日

兵庫県議会文書問題調査特別委員会
委員長 奥谷謙一様

片山安孝(元兵庫県副知事)

発言訂正申請書

令和6年12月25日の文書問題調査特別委員会の証人尋問における下記の発言を訂正させていただきますたく申し出ます。

記

1 訂正事項

(1) 増山議員の質問への答弁中、以下の部分について、言い間違いがあったため、訂正をお願いします。

① 訂正前

「公益通報委員会の7月末ぐらいに発表することについて説明があった時に、100条委員会の自民党と公明党の人に説明したけれど」

② 訂正後

「公益通報委員会の7月末ぐらいに発表することについて説明があった時に、100条委員会の自民党と維新の人に説明したけれど」

(2) 増山議員の質問への答弁中、以下の部分について、言い間違いがあったため、訂正をお願いします。

① 訂正前

「疑惑じゃないことを言いましょう。竹内さんはゆかた祭、丸尾さんはゴルフウェア」

② 訂正後

「疑惑じゃないことを言いましょう。竹内さんはゆかた祭、丸尾さんはスキーウェア」

(3) 越田委員の質問への答弁中、引用した文献の著者からの申し出に対応するため、訂正をお願いします。

① 訂正前

「もしよろしければ、後で法務アドバイザーに確認いただいたらいいと思うんですけど、第11条第2項にはっきりと明文規定があります。そして、その規定について、ある解説書、この解説書なんですけど、改正公益通報保護法の解説書によりますと、法第11条第2項は外部通報に適用にならないということが書いてありまして、この解説書の筆者は消費者庁のいろんな検討委員会の座長をされている先生がやっておられます。執筆は消費者庁のそのような検討に深く関わっておられます弁護士さんです。」

「ということは、やや不安になるんですけども、この本に書いてあるこの執筆者は消費者庁の専門委員会の座長さんがまとめた本なんです。ということは、非常にこれやっぱり差があるんじゃないかということ。」

「なおかつえっと思って調べたら、ちゃんと文献には違う意見も書いてあったとこういうようなことでございます。」

② 訂正後

「もしよろしければ、後で法務アドバイザーに確認いただいたらいいと思うんですけど、第11条第2項にはっきりと明文規定があります。そして、その規定について、ある解説書に法第11条第2項は外部通報に適用にならないと読めることが書いてありました。」

「ということは、やや不安になるんですけども、非常にこれやっぱり差があるんじゃないかということ。」

「なおかつえっと思って調べたら、ちゃんと文献には違うと思われる意見も書いてあったと、こういうようなことでございます。」

令和7年 月 日

兵庫県議会議長
浜田 知昭 様

文書問題調査特別委員会
委員長 奥谷 謙一

文書問題調査特別委員会の調査経費の追加にかかる申出書

文書問題調査特別委員会の調査経費の追加について、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 調査経費について、400万円を追加し、900万円以内とする。

「聞き取り調査」及び「書面調査」の調査結果について

[聞き取り調査]

No.	協力を求める者	証言を求める事項	内容公表
1	1025-A	パワハラについて	×
2	1025-B	パワハラについて	○
3	1211-A	五百旗頭先生ご逝去について	×
4	県議会議員 迎山 志保 (1211-B)	公益通報について	○
5	県議会議員 山口 晋平 (1211-C)	公益通報について	○
6	1211-D	公益通報および人事課調査について USBデータについて	×
7	1211-E	優勝パレードについて パワハラについて	×
8	1211-F	贈答品について	×

[書面調査]

No.	書面の提出を求める者	提出を求める事項	内容公表
1	明治大学経営学部 特任教授 高 巖	公益通報について	○
2	弁護士 徳永 信一	公益通報について	○
3	C	公益通報について	○

文書問題調査特別委員会 聞き取り調査報告

- 1 日 時 令和6年12月2日(月) 15:00~16:00
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 松本裕一委員、丸尾まき委員
- 4 調査協力者 県職員 1025-B氏
- 5 内 容 公益通報者保護等について

- ・私は県で総務・人事労務関係の仕事に十数年従事してきた。今日の話の内容は、主に私の経験則に基づく個人の見解であり、人事当局の見解も確認いただきたい。きわめて実務的な内容なので、上層部がどこまで認識していたかはわからない。
- ・知事のもと県政を前に進めるためには、職員が一丸となる必要がある。職員を委縮させるような組織の対応は、今後、改める必要があるので、人事当局でしっかり議論してほしい。

(1) 綱紀委員会における議論について

- ・元県民局長の処分を決定した綱紀委員会での発言の論点は大きく分けて2つある。
- ・1つ目は、文書に記載された総務部長が綱紀委員会委員長であることについてである。告発された側が委員長を務めていることについて、綱紀委員会の説明では「総務部長は基本関与していません」ということであった。
- ・副知事、総務部長、人事課が関与する事案の場合、綱紀委員会は一体誰が仕切ったらいいのか私も正しい答えはわからない。そもそもそのような事態は想定されていない。
- ・2つ目は、不利益処分を禁止されている公益通報者保護法との関係についてである。元県民局長は4月4日に正式に公益通報したが、綱紀委員会での説明は、「それ(4/4)以前の行為について懲戒処分を行うことは問題ないと弁護士に確認しており、組織統制のために懲戒処分が必要」ということであった。「4月4日以降は保護対象となるにもかかわらず、結果的に通報者が保護されないことになってしまうので、公益通報者保護法の目的を達成することができない。法的に問題ないと弁護士が言っているかもしれないが、この説明で一般県民やマスコミに理解してもらえないとは到底思えない。県は、『法の目的』と『組織統制』を県は天秤にかけて、組織統制を取ったということになる」と指摘した。
- ・ただし、処分の内容の中で、元県民局長の人事データの私的流出については、「人事担当者として許される話ではなく、ましてや元県民局長は人事課長や管理局長を経験している人だから、これは厳しく処分したらいい」と意見した。
- ・どうしてもこの時点で処分を行う必要があるのであれば、4つの処分理由はそれぞれ別々の非違行為であるので、「文書の件を外して、残りの3つだけで処分して、文書の件は公益通報の調査結果を待って処分すればいいのではないかと提案したが、綱紀委員会では「そ

れはできない」という説明であった。

(2) 投書等への通常の対応と本件の比較

- ・投書への県の通常の対応は、誹謗中傷のようなものも含め、担当部局総務課が内容の真偽について聞き取り等で調べていく。関係者に聞き取り調査をした上で、調査結果、処分、対応等の結論を出すというのが、普通の流れであり、通報者を特定する必要性はそもそもない。
- ・公益通報や投書への対応の大きなフローは策定しているとは思うが（窓口で受理、担当部局へ調査依頼、調査実施、窓口への回答、通報者への回答）、調査を依頼された担当部局や人事課の中で具体的にどうするかという細分化したフローまではおそらく作成していないと思う。
- ・今回の文書の件では、誹謗中傷性が高く、作成者を捕まえて対処する、被害防止しないといけないという理由で投書者の調査を行っている。しかし、捜査機関ではないので、捜査権限はなく義務もない。組織の中に違法行為を行った者がいると思料される場合でも、取りうる手段は聞き取り調査等の適法な範囲の調査しかない。
- ・メールの調査が適法な範囲であったかどうかは疑問である。判例では、合理的な目的があって、合理的な方法で、なおかつ人権に配慮した形で、社会通念上認められる範囲であれば調査しても良いとされている。しかし、今回の元県民局長の件は、元県民局長が県のホームページに県政を批判的なことを書いていたということをもって調べたということだが、県政に批判的なことを言っていたら調査されるということは社会通念上認める範囲を超えていないだろうか。
- ・私が知る限りの範囲では、メール調査は実施していなかったと思うが、仮に実施するとしても、全職員を対象としたスクリーニング調査とするなど県としてルールを決める必要があるのではないだろうか。
- ・元県民局長の事情聴取を片山副知事が実施しているが、通常、処分事案は人事担当者が事情聴取する。県民局長が相手なので、上司である副知事が行うという考えもあるとは思うが、今回、副知事は告発された当事者なので、そもそも聴取者としては問題がある。文書に書かれてない人事担当者、人事課長、職員局長等が行ったらよかった。
- ・文書の中にパワハラについての記載があったが、通常、パワハラ事案の処分を検討する際には、被害者の言い分、それに対する加害者の言い分、それを見ていた第三者の見解を3つ並べて、それを弁護士にも評価してもらう。通常は、これを発言・行為ごとに1個1個調べることになるが、5月7日の懲戒処分までの短い時間の中でその調査は丁寧に行われているのだろうか。
- ・また、処分事案においては、通常、本人から経緯や動機、反省の意思を示した顛末書を徴取する。絶対必要なものではないが、客観的な証拠が乏しく本人の供述を元に処分を科す

場合には、ほぼ間違いなく徴取していると考えているが、元局長が反論しているところを鑑みると、本件において顛末書が徴取されていないのではないかと。

(3) 元県民局長の退職取消し等について

- ・今回、元県民局長の退職の取消しが行なわれている。民間企業と異なり、公務員の場合は、発令という行政行為があつて、初めて退職が認められる。それは職員が自分の勝手に年度途中で辞められてしまうと、公務に支障が生じるからである。例えば、退職の内示をした後に大災害が起こって、「今あなたに辞められたら非常に困る」から、認めていた退職を取消ということは理屈上あると思う。
- ・しかし、当然辞める職員の側にも、次の就職や家の介護、結婚等、様々な事情があるので、当局の自由裁量で退職取消しとすると、相手方への影響が大きいため、退職取消しの理由には十分な公益性が必要であると考えられる。
- ・今回の元県民局長の退職について言えば、後任の県民局長の発令もされており、退職されても公務上何の支障もない。懲戒処分のためだけであれば雇用しておく理由がそもそも乏しい。
- ・また、今回は、3月27日に県民局長の職を更迭している。これについては様々な判断があると思うが、たとえば、役付職員が停職処分をされた場合は、懲戒処分と同日付けで「付」発令をする、つまり非違行為が確定して懲戒処分をして、その際に役職を外すというのが通例だったと思う。

(4) 公益通報者保護について

- ・公益通報者保護法で解釈が分かれるようなときに、県行政の基本スタンスが重要と考える。県民に法令を守らせる立場である自分たちが法令を守ってなかったら、相手方にも守らせることもできない。仮に、後日、司法判断になって違法と判断された場合には、法の執行機関としての信用が失墜してしまうため、基本的には、法律をどうやって守るかという方向に行かなければならない。今回、公益通報者保護法の適用にあたり、考え方が分かっているが、結果的に同法の目的である通報者保護をどうやって達成するか、ということを考えてやらないといけなくはないはずである。ましてや、どちらの判断を取るかによって、相手側に損させて、行政側が得をするような法律の解釈をすると、行政に対する信頼を失うことになる。
- ・今回の元県民局長の件が、最終的に公益通報者保護法によって保護されるかはわからないが、少なくとも文書を見たときに、公益通報者保護法に該当するかもしれないから、該当するものとして扱っておくという動き方をすべきではなかったか。
- ・真実相当性について、人事課長や管理局長は人事を決める際に様々な情報を入れながら判断していくため、信頼できる情報を入手するための人的なネットワークを絶対つくって

る。そのため、聞く場所が居酒屋だったとしても、その人のバックグラウンドを含めて真実相当性を評価する必要があったのではないか。

(5) 県として考えていかなければならないことについて

- ・人事処分については、当局の裁量の幅は非常に広いと思う。私が述べたことに対して、「本当に違法と言えるのか、妥当かどうかの話ではないか」という意見はあると思う。しかし、政治的思想によって差別してはならないというのが地方公務員法の理念であり（17条）、同法 28 条では懲戒処分は公正でなければならないとされており、相手によって懲戒処分のやり方や考え方を変えては問題である。政治的な意見を持っているからといって、過去の前例と比較して厳しく罰することがあってはならない。そのため、これまでの処分に当たっては、過去の処分例や処分のやり方を踏まえた上で、やってきたはずである。
- ・今回は、時間がない中で処分の手続きをしたため、通常とは違う方法になったのではないか。
- ・この件は、処分の手続き上問題がなかったかどうか、百条委員会や第三者委員会ではなく、人事委員会等県行政の内部において、検証することが必要ではないか。
- ・懲戒処分の決定のプロセスの話は、基本的に綱紀委員会も含めて組織としての意思決定の問題であると考えており、今日の話も犯人捜しをする意図ではない。人事当局が、職員との信頼回復のために、是正すべきは是正し、正しいこと、間違っていたことが職員に正確に伝わるように、透明性の高い方法で、オープンな議論をしっかりとしてほしいというのが私の考えである。

文書問題調査特別委員会 聞き取り調査報告

- 1 日 時 令和6年12月16日（月） 13:05～13:48
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 松本裕一委員、佐藤良憲委員、伊藤勝正委員、上野英一委員、
庄本えつこ委員、丸尾まき委員
- 4 調査協力者 迎山志保議員（県議会議員 1211-B氏）
- 5 調査項目 公益通報者保護について
- 6 内 容 総務部長（当時）から、今回の告発文書を作成した元県民局長の公用PCに
保存されていた一部内容を見せられたことについて、調査協力者から発言がな
された後、委員との質疑応答が行われた。調査協力者の発言の主な内容は以下
のとおり。

- ・4月19日の16時30分頃、会派の控室にいと、当時の総務部長（以下、元総務部長）が、両手に大きな手提げ袋を二つ下げて、会派の控室に入ってきた。やり取りは30分ほどだったと思う。登庁の当番で控室には議員は私1人だけであった。元総務部長からは事前に連絡はなく、登庁ランプを見て控室に1人だけだと思ったので来たとのことであった。
- ・私はふだんから元総務部長とはやり取り等をしている関係であるが、このときは、最初2、3分雑談した流れから、「本当に大変なことになってきた。あれは怪文書である。信用に値するような文書ではない。私たちは被害者だ。これを見てほしい」といったことを言いながら、恐らく青いチューブファイルだったと思うが、机に2冊ほど出してきた。
- ・元総務部長がそのファイルを開いて見せてきたので、分からずにページをめくると、その内容は元県民局長のプライバシーに関するものであった。私はファイルの一部を流し読みしたが、その全容は分からない。ただ、一面文字だらけの小説みたいなもので、写真や動画を印刷したようなものはなかった。また、元総務部長が持ってきた袋には、ファイルがばんばんに詰まっていたが、その全てが本件に関係するかは分からない。
- ・元総務部長は、ファイルを見せながら、告発文書はこのような人間がつくったものだから信用に値しないと趣旨のことを何回も言っていた。なお、元総務部長からは、プライバシーに関する内容の話ばかりで、クーデターのことや不正な目的のことについて一切話はなかった。また、元総務部長には悪びれた様子は一切なく、どちらかといえば得意げな様子であった。
- ・元総務部長が私に見せた理由については、推測ではあるが、4月16日前後の新聞報道や産業労働常任委員会において、コーヒーメーカーの件が取り上げられ、告発文書に一定の真実相当性がある中での焦りから、元県民局長のプライバシー情報を見せることで、告発文書の信用性を損なわせようとしたのではないかと感じた。
- ・元総務部長は、ほかの人事課職員や女性職員に見せた趣旨の発言をしていたことから、複数人

に見せていると思われる。

- 元総務部長の様子から、誰かから指示があって動いているよりは、主体的に動いている感じであった。このことについては、元総務部長から口止めはされていない。
- 元総務部長から公用PCの中身を見せられたことについては、プライバシー情報に関することでもあったので、ほかの議員には2ヵ月ほど話していなかったが、百条委員会でPCの中身の話が出てきた頃に、同じ会派の百条委員会の委員へファイルを見せられたことだけを伝えた。

文書問題調査特別委員会 聞き取り調査報告

- 1 日 時 令和6年12月16日（月） 13：50～14：06
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 松本裕一委員、増山誠委員、伊藤勝正委員、上野英一委員、庄本えつこ委員、丸尾まき委員
- 4 調査協力者 山口晋平議員（県議会議員 1211-C氏）
- 5 調査項目 公益通報者保護について
- 6 内 容 総務部長（当時）から、今回の告発文書を作成した元県民局長の公用PCに保存されていた一部内容を見せられたことについて、調査協力者から発言がなされた後、委員との質疑応答が行われた。調査協力者の発言の主な内容は以下のとおり。

- ・4月上旬から中旬頃だったと思うが、当時の総務部長（以下、元総務部長）が事前に連絡なく会派の控室に来た。話があるとのことだったので、2人で個室に移り、30分ほどやり取りをした。元総務部長からは、元県民局長の公用PC内のデータをプリントアウトしたものを見せてくださいと言われ、ファイルを開けて見せられた。
- ・ファイルは少し分厚いものが1冊だけだったと思う。また、記憶は定かではないが、そのファイルは緑色の表紙の紙ファイルだったような気がする。
- ・その際に、プリントアウトされた内容を見ていないが、A4サイズでカラープリントではなかった。私があまりにも見なかったので、元総務部長が一部を読み上げた。それは、元県民局長のプライバシー情報であった。
- ・私からは、「人間なのでそういうこともあるかもしれないが、元県民局長と話をして、うまく収束させるべきではないか」といった趣旨のことを伝えた。
- ・元総務部長が私に見せた目的については、告発文書作成者はこういったことをする信用できない人間だと印象付けることだったと思う。実際に、元総務部長はそのようなニュアンスのことを言っていたし、県庁にこれまで怪文書がいくつか届いた件についても元県民局長の公用PC内に原稿があったため常習犯だとも言っていた。元総務部長には特に悪びれた様子はなかった。なお、元総務部長からは、クーデターや不正な目的のことについては一切話はなかった。
- ・元総務部長とは、このやり取り以降、特に連絡を取っていない。
- ・議員の中では私に最初に見せてきたように感じた。ほかに誰に見せたかは分からない。

文書問題調査特別委員会 書面調査

提出者：明治大学経営学部特任教授
高 巖

- 1 元県民局長が今年3月に報道機関、県議会議員等へ文書配布した行為（以下「文書配布」という）について、公益通報者保護法上の「公益通報」の該当の有無についてどう考えるか。

公益通報者保護法上の「公益通報」に該当するかどうかは、厳格に手順を踏んでいって初めて出せる結論です。「公益通報」にあたるかどうかは、それがたとえ外部通報であったとしても、特に今回の事案のように、内容がここまで具体的であれば、兵庫県として中立的で公正な調査を終えた後でしか、これに関する結論を出すことができません（それは、文書配布行為をもって、公益通報かどうかを判断するものではありません）。

- 2 3号通報として保護される要件は、①労働者・退職者・役員が②役務提供先について③通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、④通報の目的が不正の目的でなく、⑤3号通報先へ通報することと理解しているが、間違いがないか。

正確には、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由（真実相当性）があり、かつ(1)～(6)のいずれか1つに該当する場合です。本事案では(1)(3)(5)が該当するため、言及しておきます。

(1)事業者内部(役務提供先等)又は行政機関に公益通報をすれば、解雇その他不利益な取扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由があること。今回の事案では、実際に不利益取扱いを受けており、通報者は、そうした措置が採られる可能性を事前に強く感じていたと思われます。

(3)事業者内部(役務提供先等)に公益通報をすれば、役務提供先が通報者について知り得た事項を、通報者を特定させるものであると知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由があること。今回の事案では、告発内容に関する中立的な調査（利害関係者を除いた調査）を行う前の段階で、告発の対象者であった知事側に「通報者を特定させるもの」

が共有されたと聞き及びます。兵庫県では、そうした杜撰な運用が為される可能性を、通報者は事前に強く感じていたのではないのでしょうか。それゆえ、通報者としては、まず最初に外部通報という形で公益通報を行なったものと思われま

す。
(5)書面により事業者内部(役務提供先等)に公益通報をした日から 20日 を経過しても、通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わないこと。今回の事案では、既述のように、通報者は、1号通報だけでは、告発内容に関する中立的な調査(利害関係者を除いた調査)は行われ

ない可能性が高いと感じ、3号通報を先に行ったと考えられます。

以上より、保護要件は十分に満たしていると言えます。
なお、既に記述しましたが、「通報が不正の目的で為されたかどうか」は、告発内容に関する中立的な調査(知事や副知事などの利害関係者の影響を除いた調査)が行われた後に下される判断であって、告発の対象者及びその関係者(指示命令系統を制する側)が勝手に判断するものではありません。

- 3 3号通報に当たる場合に、通報先でない者が「不正の目的」や「信ずるに足りる相当の理由がない」として、公益通報に当たらないと判断することはできるか。

何度も繰り返しますが、「不正の目的」「信ずるに足りる相当の理由がない」などは、中立的な調査を行った後に、利害関係のない者が出す結論ですので、それを行わずして、告発された側及びその関係者が「通報者は不正の目的で通報を行った」「よって公益通報に当たらない」などと言うことはできません。これは指針の解説 11~12 頁に記載の通りです。

「(4) 公益通報対応業務における利益相反の排除に関する措置

① 指針本文

内部公益通報受付窓口において受け付ける内部公益通報に関し行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させない措置をとる。

② 指針の趣旨

内部公益通報に係る事案に関係する者が公益通報対応業務に関与する場合

には、中立性・公正性を欠く対応がなされるおそれがあり(内部公益通報の受付や調査を行わない、調査や是正に必要な措置を自らに有利となる形で行う等)、法令の遵守を確保することができない。少なくとも、内部公益通報受付窓口に寄せられる内部公益通報については、実質的に公正な公益通報対応業務の実施を阻害しない場合を除いて、内部公益通報に係る事案に関係する者を公益通報対応業務から除外する必要がある。

- 4 うわさ話や憶測をもとにした通報は「信ずるに足りる相当の理由」が無いとされるのか。「信ずるに足りる相当の理由」があるとされるために必要な要件とは何か。

「うわさ話や憶測をもとにした通報は信ずるに足りる相当の理由が無い」とまでは言えません。少なくとも、利害関係にある者がこれを判断することはできません。仮に通報者が尋問を受け、「うわさ話や憶測である」と述べたとしても、それは情報源となった関係者の利益を守るための発言であったと解するのが一般的です。情報源となった関係者の名前を挙げるような無責任な行動をとらず、全責任を自ら引き受ける覚悟で、通報が為されたものと思われれます。よって、「うわさ話や憶測をもとにした通報」と通報者が説明したとしても、利害関係にある者がその尋問を行なう限り、「その通報には信ずるに足りる相当の理由がある」と言わなければなりません。

- 5 通報対象事実の調査結果が判明する前に、範囲外共有、通報者探索、不利益取扱いすることは許されるのか。

それは絶対に許されません。そうした行為は、明らかな公益通報者保護法違反です。特に範囲外共有を行った者、通報者を特定する何らかの情報を他に漏らした者の責任(刑罰の対象となります)は極めて重いと云わなければなりません。当然、告発の対象となった権力者が通報者探しを指示する場合、あるいはそれを承認する場合)、その者の責任も厳しく問われます。

- 6 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項に係る指針」の第4のうち、2(1)及び(2)は内部公益通報に限定せず、外部公益通報となる場合も通報者を保護する体制の整備が求められていると解釈するのか。

外部公益通報であったとしても、その通報内容が迂回的に自組織に伝えられた場合（自組織がその情報を得た場合）、自組織の担当部署は、より良い職場環境を作るため、また問題の芽を早めに摘み取るため、自ら事実関係調査（中立的な調査）を行なう必要があります。そもそも、外部通報の場合、当然の流れとして、外部通報を受けた組織や個人（マスコミなど）より問い合わせを受けますので、担当部として何も対応しないわけにはいかないはずです。その際も、真っ先にやるべきことは、通報者探しや通報者に対する不利益取扱いではなく、事実関係に関する公正かつ中立的な調査を行うことです。

7 公益通報者保護法に関する「解説改正公益通報者保護法（第2版）」の逐条解説 224 ページには、法 11 条第 2 項の条文解説として、「体制整備その他必要な措置」は公益通報のうち内部公益通報に対応するための体制整備に限定するとの記載がある。

法第 11 条第 4 項に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置は指針において定めるとあるため指針を参照する必要がある。指針には「第 4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置」が定められており、指針第 4 の 2「事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置を取らなければならない」も指針第 4 に含まれている。

前述の「解説改正公益通報者保護法（第2版）」351 ページに「指針の法的意義」の記載がある。その記述に「事業者にとって、指針の解説は指針に定められる考慮要素等のように内部公益通報対応体制に関する「議論の素材」として説明に用いなければならないわけではない。説明に用いることができるにとどまり、法的効力は弱い。紛争が発生した場合の裁判所にとっても法的効力は同様である。」とある。

この時、事業者が法および逐条解説、指針を参照した時に体制整備義務は内部通報のみに適用されると考えることに妥当性はあるか。

「体制整備その他必要な措置」について、解説では、内部通報の場合を想定して整理しておりますが、それは体制整備上の義務が内部公益通報に限定されるという意味ではありません。外部通報の場合には、これを受け付ける外部組織も、それぞれ、通報者を保護するための体制を整備しておく必要があ

るからです。

ただ、既述の通り、外部通報機関に為された通報が、その外部通報機関を通じて自組織に届いた場合には、自組織において、可能な限り、通報者の利益を守りながら、事実関係の調査を行う必要があります。したがって、一度、外部通報を経由したからと言って、自組織における体制整備義務が無くなるわけではありません。

8 公益通報者保護法第2条の公益通報の定義には、真実相当性が含まれておらず、また「公益通報ハンドブック」P6の「1. 通報者が「公益通報者」として保護されるために必要な事項」に、真実相当性は含まれていない。

一方、体制整備を定めた指針の用語の説明に「公益通報は法第2条第1項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む」とあるが、指針第4の2で求める体制整備において、外部通報の真実相当性の有無は必要としないと理解してよいか。

内部通報に関しては、通報事実が真実であること、また真実であると考えたことについて相当な理由があること（真実相当性）といった要件を不要としています。それは、1号通報を受け付ける組織では、できるだけ多くの情報を、可能な限り早期に受け付けるべき、と考えているからです。これに対し、外部通報では、指摘の通り、真実相当性は必要要件となります。これは嘘やでたらめによる反社会的な行為を控えさせるためです。ただここでも、重要なのは、「問題の外部通報に真実相当性があったかどうか」は、告発を受けた側（利害関係者）が判断することではない、ということです。

9 告発文の作成者を特定するための調査過程(3/23～3/25)で、元県民局長の公用PCから発見されたクーデター計画等のファイルを根拠に、「不正な目的」であるため公益通報にあたらぬという主張がされているが、「不正な目的」かどうかの判断は、告発文書を認識した時点(3/21)で判断すべきものではないのか。

「不正な目的」を立証する上で必要な条件についてどう考えるか。

公益通報者保護法上の「公益通報」に該当するかどうかは、厳格に手順を踏んで初めて出せる結論です。よって、告発文書を認識した時点で、しかも利害関係者中心で判断を下すこと（また利害関係者の意向を尊重したかのように思われる弁護士の助言を盾として判断を下すこと）は、公益通報体制構築義務として要請される手順を無視したものとなります。よって、事後に利害関係者だけで特定した「クーデター計画」などの一部の記録をもって、それ以前に行われた通報行為に対し、「これは公益通報に当たらなかった」などと過去に遡って主張することはできません。

10 「不正な目的」と考えられる事情と公益目的と考えられる事情が併存している場合、「不正な目的」についてはどのように判断されるのか。

不正な目的を立証する上で必要な条件についてどう考えるか。

たとえ個人的な感情などに基づいて為された通報であったとしても、通報内容に事実に関する指摘が部分的にでも為されていれば、しかも、今回の事案のように具体的に述べられていれば、これを公益通報として受けとめる必要があります。公益通報者保護法の目的は、あくまでも、問題の芽を出来るだけ早く特定し、それを摘み取ることにあるからです。よって、兵庫県が最初に為すべきことは「通報が不正な目的で為されたか」を調べるのではなく、そこに記載された内容について、相当の注意をもって事実確認を行うことだったと言わなければなりません。

とりわけ、「不正な目的」と「公益目的」が混在しているような事案では、調査を行う者の人選から、調査過程における情報管理の徹底、合理的な調査範囲の決定、調査対象者の決定、全ての調査対象者の個人情報保護、調査対象者間の情報共有の禁止、調査期間中における外部の中立的なホットライン窓口の設置などを細かく設計した上で、これを行わなければなりません。そうした要件を満たした公正かつ中立的な調査であれば、その調査主体が下す結論（例えば、「事実に基づかない通報であり、不正な意図に基づくものであったと思料される」といった結論）は、十分に説得力があり、尊重されることとなります。

11 元県民局長は3月の文書配布の後、今年4月に兵庫県の公益通報窓口
に文書と同様の内容と思われることについて内部通報を行った。その後、5
月に兵庫県は、3月の文書配布等について懲戒処分を行った。

元県民局長が行った4月の内部通報の調査結果を待たずに、兵庫県が3
月の文書配布について処分を行ったことの適法性についてどう考えるか。

既述の通り、3月（そして4月）に配布された文書の内容について、公正か
つ中立的な調査を行うことなく、利害関係者だけで「公益通報に当たらな
い」と判断し、通報者の特定などを行ったことは、法の趣旨を無視した行為
であり、公益通報者保護法に反します。

12 元県民局長による文書配布への兵庫県の対応の適法性についてどう考え
るか。

なぜ3月に外部通報を行い、その上で4月に内部通報を行う必要があった
のかを考慮すれば（2番の問いへの回答を参照）、兵庫県の対応は、法の趣
旨を無視した行為であり、公益通報者保護法に違反します。

13 本件において、告発文が公益通報に該当するか否かはさておき、公益通
報に当たる可能性を一切排除し、告発文の被告発者が自らの判断で告発文
は事実無根と断じ、さらに、第三者委員会などを設置することなく、内部
調査で調査を済まそうとした初動については、知事という権力者として不
当な対応、初動だったのではないか。この点について、ご見解を伺いたい。

これが全ての問題の始まりであったと考えております。権力を手にした者
は、とりわけ自身の問題を指摘された時には、より謙虚かつ冷静に、物事を
判断すべきであったと考えます。その意味で、まさにこれは「不当な対応、
初動だった」と言わなければなりません。

14 クライアント先から、今回のようにマスコミ等へ送付された文書を手
して、その対応を相談された場合にどのように助言するか。

その内容が事実に基づくものであるかどうかの調査を、利害関係者抜きで徹底して実施することを助言します。これがすべての鍵を握るからです。その際、既述の通り、調査方法は妥当か、調査対象者の範囲は合理的か、調査期間中、外部の中立的なホットライン窓口を設置すべきかなども厳格に助言します。

15 【高特任教授のみ】公益通報者保護法に関する「解説改正公益通報者保護法（第2版）」の逐条解説 224 ページには、法第 11 条第 2 項の条文解説として、「体制整備その他必要な措置」は公益通報のうち内部公益通報に対応するための体制整備に限定するとの記載がある。

また、令和 2 年 10 月 19 日に開催された「第 1 回 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」において消費者庁から配布された資料「ご議論いただきたい事項等」に「指針の対象となる通報は「事業者内部」への「公益通報」に限られており、その他の通報は本指針の対象とはならない」との記載があることから、法および法第 11 条 2 項の指針において、公益通報のうち内部公益通報のみが対象となっていると整理されていた。

しかし、指針の解説においては、法第 11 条第 2 項の「不利益な取り扱い」は第 2 条に定める「処分等の権限を有する行政機関」や「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であるもの」に対して公益通報をする者についても、同様に不利益な取扱いが防止される必要があると記載されている。

検討会の議事要旨を確認しても、法第 11 条第 2 項が第 2 条に定める「処分等の権限を有する行政機関」や「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であるもの」に対して公益通報をすることを含むかどうかの議論がなされた形跡がほとんどない。

高先生は「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」の座長を務められていた。法及び指針において限定している範囲を、その指針の解説において範囲を拡大解釈した経緯についてご教授願いたい。

解説において「体制整備その他必要な措置」は公益通報のうち内部公益通報に対応するための体制整備に限るとしているのは、1号通報（内部通報が特に重要であるため）について細かくまとめておけば、2号通報を受け付ける組織のあり方も、3号通報を受け付ける組織のあり方も、1号通報に関する体制整備義務よりどのようなものになるか、推測できるからであり、あるいは、体制構築における基本原則（通報者の利益保護）も十分に理解され得るからです。言い換えれば、仮に、解説において、1号通報、2号通報、3号通報を受け付ける組織のあり方について、一つひとつを別立てにして記載していれば、その内容は多くの部分で重複し、説明が冗長になり得たからです。

加えて、ここで特に注意して頂きたいことは、2号通報や3号通報が為され、これが2号通報・3号通報経由で、1号通報を受け付ける組織に入ってきた場合には、その組織は、内部通報に求められる体制整備義務を遵守しながら、とりわけ、その通報内容が具体的であれば、そこに記載された事実関係を調査しなければならないということです。これが問題を早期に発見し、問題が深刻化する前に解決しようとする組織のあり方だからです。従って、「指針の対象となる通報は「事業者内部」への「公益通報」に限られており、その他の通報は本指針の対象とはならない」という記載を見て、2号通報や3号通報の場合には、組織としての体制整備義務はないなどと解釈してはならないということです。むしろ、2号通報を通じてしか、あるいは3号通報を通じてしか、公益通報を行うことができなかった事情（内部通報の体制整備が為されておらず、不利益を被るリスクが高すぎると、通報者が感じていたことなど）を冷静に受け止め、2号通報・3号通報経由でも、可能な限り、直接、1号通報を受け付けた場合と同様の対応をとることが求められます。またこれが「処分等の権限を有する行政機関」や「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であるもの」に対して公益通報をする者についても、同様に不利益な取扱いが防止される必要がある」と付記している理由です。

提出者：弁護士 徳永 信一

- 1 元県民局長が今年3月に報道機関、県議会議員等へ文書配布した行為（以下「文書配布」という）について、公益通報者保護法上の「公益通報」の該当の有無についてどう考えるか。

【回答1】

質問1に対する回答としては元県民局長による文書配布は、「公益通報」に該当しないと考える。以下、その理由を説明する。

1 公益通報根にかかる法2条1項の定義要件のうち、元県民局長による3月時点における文書配布において、疑問があるのは、「通報対象事実（法第2条3項）」の有無及び「不正の目的」の有無の2点である。

2 通報対象事実は、刑法、食品衛生法、金融商品取引法、日本農林規格等に関する法律、個人情報保護に関する法律及び政令で定めるもの（過料の対象とされているもの）に限定されている（法第3条3項）。

3 本件告発文書には、①五百旗頭真先生ご逝去に至る経緯、②知事選挙に際しての違法行為、③選挙投票依頼行為、④贈答品の山、⑤政治資金パーティー関係、⑥優勝パレードの陰で、⑦パワーハラスメントの7項目の記載がある。

4 ①は法令違反がなく通報対象事実に該当しない。②は公職選挙法や地方公務員法は別表（通報対象となる法律一覧〔493本〕）になく、その違反は通報対象事実に含まれない。③も同様である。④の贈答品の山は、いかなる法令違反に該当するのか不明である。SNSでは、刑法の収賄罪に該当するという意見も散見するが、兵庫県内の企業の商品を含め地域の名産品をサンプルや試食品として受け取ることが賄賂にあたるという解釈は一般的なものではなく、生産者や業者による正当なアピールの範囲内の行為であり、可罰性のない慣行として定着しており、これをもって通報対象事実ということはできない（信用失墜行為にならないようガイドラインを定めたことは、その判断に影響を及ぼすものではない。）。⑤政治資金パーティーも政治資金規正法は別表にはなく、その違反は通報対象事実にならない。

⑥優勝パレードに関するキックバックは刑法の背任罪に該当しうるものであり、通報対象事実である。⑦のパワハラは、いわゆるパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）は別表にはなく、かつ、パワハラ行為そのものを過料等の罰則をもって禁じるものではないため、通報対象事実とはならない。もっとも、有形力の行使や脅迫を伴うパワハラは、刑法の暴行罪、脅迫罪に該当し得、その場合は通報対象事実となるが、告発文書の記載中には、そのようなものは見当たらない。

結局、本件告発文書の記載事項のうち大半は通報対象事実ではなく、それは、⑥優勝パレードに関するものに限定される。

5 公益通報の定義要件には「不正の目的でないこと」があるところ、本件告発文書が作成された元県民局長の公用パソコンには斎藤知事の県政に不満を抱く、元県民局長をはじめとする職員等による斎藤知事の失職を元的とするいわゆる「クーデター計画」なるファイルがあったという。本件告発文書の内容（それは斎藤知事の資質を誹謗するものが主であり、通報対象事実は僅かであった）及び、その後の展開（百条委員会が開催され、真相解明に至らぬ段階で、不信任決議が決議され、斎藤知事が失職した。）に照らし、本件告発文書による文書配布は、そこにいう「クーデター計画」の一環としてなされた可能性が認められ、それが「不正の目的」でなされた高度の蓋然性が認められる。

6 念のため、3号外部通報の保護要件である真実相当性について言及すると、それが単なる伝聞やうわさ話に基づく憶測に基づくものであることは、本件告発文それ自体の記載からうかがわれ、元県民局長が作成したとされる陳述書や反論書にも、伝聞や仲間内のうわさ話を超える信用性の高い供述や客観的な内部資料は提示されていない。公益通報者保護法が規定する真実相当性の保護要件の具備は認められない。加えて、法3条3号の6つの特定事由についても、これを認めるのに適格な証拠はない。

7 兵庫県警は8月に本件告発文書による通報について、「総合的に判断して公益通報として認めるに至っていない」旨を公表している。これは上述のように、公益通報の定義要件だけではなく、匿名でなされているため、2号外部通報の保護要件である文書による通報とは認められないこと、更には、文書の記載上、一見して明らかに真実相当性がなく、⑥の優勝パレードに関するキックバックについても、何ら証拠がなく、連絡先も記載しな

い匿名でなされているため、証拠補充の意思も認められないことなども併せ、総合的に勘案して公益通報であると認めるに至っていない旨の公表となったと解される。

8 SNS上では、告発文書の中には一部真実性が証明されたものもあるから公益通報性が認められるとする意見もあるようであるが、誤りである。一部真実性が認められたというが、何を指しているものかは不明であるが、そのこととは別に、所論には、真実相当性と真実性との混同があるように思える。「解説」には真実相当性とは真実性の立証に至らないがその蓋然性が高いものという理解を前提にした記載がある。「文言上は明示されてはいないものの、公益通報の内容が真実である場合にも、当然「信ずるに足りる相当な理由がある」に該当する（真実でなかった場合でも真実に足りる相当な理由があることからすると、真実であった場合に信じるに足りる相当な理由があることは当然である。）」がそれである（「解説」p158）。遺憾ながら、この記載は性格の異なる真実相当性（責任阻却事由）と真実性（違法性阻却事由）とを混同しており間違いである。

9 真実性とは真実の立証をいうものであり、現時点（司法判断時）を基準時とするものであり、それまでに生じた全ての証拠を対象とすることができる。しかし、真実相当性は基準時（通報時）における通報者の主観に照らし、真実であると信じた相当な理由である。真実性があっても真実相当性が無いという場合は少なくないのであり、不十分な証拠しかないなかで直感による推測が、偶々真実であったという場合である。公益通報者保護法は、誠実な通報者を保護するものであり、真実相当性を保護要件とする一方で、真実性を保護要件から外している。名誉毀損罪とは異なる立法政策に基づいている。今後、百条委員会による審議を続けることによって告発文書の記載中に真実と合致するものが発見されたとしても、公益通報者保護法の保護を受けることにはならないことに留意されたい。なお、結果として真実であったことで、結果として行為の違法性が阻却され、保護を受けたと同じ効果が生じることはありうる。しかし、そのことは公益通報者保護法とは別のことである。

2 3号通報として保護される要件は、①労働者・退職者・役員が②役務提供先について③通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信

ずるに足りる相当の理由があり、④通報の目的が不正の目的でなく、⑤3号通報先へ通報することと理解しているが、間違いがないか。

【回答2】

質問2には、定義要件（法2条3号）と保護要件（法3条3号）の混同があり、その結果、定義要件としての「通報対象事実が含まれていること」が欠落しており、加えて狭義の保護要件についても真実相当性以外のものが欠落している。質問2は正確な理解に基づくものとはいえない。

定義要件と保護要件の混同は、本来3番目の定義要件として上げられるべき、「通報対象事実が含まれていること」の代わりに、③の「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信じるに足りる相当の理由があり」というこれと別個の保護要件が上げられていることに表れている。

狭義の保護要件における特定事由の欠落とは、3号通報としての保護を受けるためには、③の真実相当性だけでなく、⑦法3条3号イ（不利益な取扱いを受ける危険がある場合）、ロ（証拠隠滅等のおそれがある場合）、ハ（公益通報者特定情報が漏洩する危険がある場合）、ニ（通報妨害がある場合）、ホ（調査是正措置の懈怠がある場合）、ヘ（声明身体への危害や財産に対する重大な損害の危険がある場合）の6つの特定事由要件のうち1つを具備していることが必要とされていることを見落としていることをいう。

3号通報の通報先になされた通報が公益通法として保護されるための要件を論理式で表すと、

$$\textcircled{1} \wedge \textcircled{2} \wedge \textcircled{6} \wedge \textcircled{4} \wedge \textcircled{5} \wedge \textcircled{3} \wedge (\textcircled{7} \text{イ} \vee \textcircled{7} \text{ロ} \vee \textcircled{7} \text{ハ} \vee \textcircled{7} \text{ニ} \vee \textcircled{7} \text{ホ} \vee \textcircled{7} \text{ヘ})$$

となる（なお、「 \wedge 」（かつ）と「 \vee 」（または）は論理記号）。

因みに、①②⑥④⑤は「公益通報（3号通報）」の定義要件であり、これは3号通報としての保護を受けるための前提ないし必要条件であり、狭義の保護要件は、③の真実相当性及び⑦のイ～ヘの特定事由要件である（法第3条第3号）。

3 3号通報に当たる場合に、通報先でない者が「不正の目的」や「信ずるに足りる相当の理由がない」として、公益通報に当たらないと判断することはできるか。

【回答 3】

通報先ではない第三者が具体的な 3 号通報について評論家的にあれこれ評価し、判断を下してこれを発表することは、憲法 21 条が保障している意見論評の自由に含まれる。すなわち、当該第 3 者の自由の領域である。意見論評の自由は民主主義の原点であり、法律をもってしても、これを禁じることはできない。規制は憲法違反であり、現に何ら規制されていない。但し、第三者の判断は、事実上の影響力はあったとしても、法的には、何の効力も持たない。

- 4 うわさ話や憶測をもとにした通報は「信ずるに足りる相当の理由」が無いとされるのか。「信ずるに足りる相当の理由」があるとされるために必要な要件とは何か。

【回答 4】

質問 4 の前段は、そのとおりである（うわさ話や憶測をもとにした通報には真実相当性はない）。その理由は、うわさ話（伝聞又は再伝聞による風評や風説）や憶測（いい加減な推測、当て推量）は、そもそも典型的に信用性が低いものであり、当該通報の情報内容が虚偽である可能性が少なくないと考えられるからである。

立法趣旨に遡ると、3 号通報が真実相当性を保護要件として要求している理由は、外部（報道機関、インターネットへの投稿、国会議員、消費者団体等）が通報先になりえるため、その内容が公表ないし流出漏洩するおそれ（それは即ち、名誉毀損、信用毀損、偽計業務妨害、機密漏洩等の違法行為となりえる。）を無視できないからである。

そのため、1 号の内部通報と異なり、単なるうわさ話や憶測による恣意的な通報を 3 号通報から排除する必要があり、客観的な信用性のある根拠（真実相当性）に基づき、かつ、特定事由（外部通報の必要性）がある通報だけを保護の対象にしたものである。

質問 4 の後段は、「信ずるに足りる相当な理由」があるとされるために必要な要件を尋ねるものである。一般的には「単なる憶測や伝聞等ではなく通報内容を裏付ける内部資料等がある場合や関係者による信用性の高い供述があるなど、相当の根拠がある場合をいう」とされている（「解説」p157、

「逐条解説」 p 133)。

法的概念としての「真実相当性」は、刑事・民事の名誉毀損訴訟の判例において積み重ねられてきたものであるが、判例の中から参考となるものを挙げると、「報道機関が取材に係る事実が真実であると信じるについての相当な理由があるというためには、報道機関にとって可能な限りの取材を行い、報道機関をして一応真実と思わせるだけの合理的資料又は根拠があることをもって足りるというべきである。」とするもの（東京地判平成8年2月28日・判時1583号84頁）や「ある者についての犯罪の嫌疑が新聞等により繰り返し報道されて社会的に広く知れ渡っていたとしても、それによって、その者が真実その犯罪を犯したことが証明されたことにならないのはもとより、右を真実と信ずるについて相当な理由があったとすることもできない。」といったものがある（最二小判平成10年1月30日・集民187号1頁）。

いずれも報道機関についての判例であり、一般労働者による公益通報における真実相当性の程度は、これより緩やかであるべきだが、本件では通報者が県民局長という県の幹部職員であったことを併せ考えると、仲間内で知れ渡っているものであっても直接の取材や客観的な内部資料に基づかない単なる伝聞やうわさ話などをもって真実相当性を認めることはできない。このことは実務法曹の間で意見が分かれることはないと思料する。

- 5 通報対象事実の調査結果が判明する前に、範囲外共有、通報者探索、不利益取扱いすることは許されるのか。

【回答5】

公益通報は、いずれも、通報主体による通報先への通報が受理され、公益通報の定義要件（主体要件＋通報対象事実＋不当な目的の不在）が確認されれば、保護要件の確認と通報対象事実の調査が同時的に進行するのが通常であろう。範囲外共有や通報者探索を含む不利益取扱いの禁止（法第5条1項、同第3条各号）は、保護要件が確認された場合に生じる法的効果である（但し、範囲外共有は1号内部通報の場合にしかありえない）。

1号内部通報においては、保護要件が「思料する場合」に限られていることから、通報を受理すれば通常は保護要件を具備していることが推定され、

原則として調査結果が判明するまで、範囲外共有や通報者の特定といった不利益取扱いは許されない（但し、調査途中で「不当な目的」の存在や保護要件たる「思料」の欠缺が判明した場合は、調査結果が判明する前であっても不利益取扱いの禁止要請は消失する）。

2号外部通報は、保護要件として真実相当性又は所定事項記載の書面による通報が定められている。書面の提出による場合は1号内部通報の場合と同じく原則として調査結果が判明するまでは不利益取扱いは禁止されるが、書面の提出によらない外部通報の場合（兵庫県警に対する外部通報は所定事項の記載がなかった。）は、真実相当性の要件を具備していることが、不利益取扱いの禁止が働くための必要条件となる。なお、真実相当性の立証責任は不利益取扱いの無効等の法的効果を主張する通報者にある（「逐条解説」p82）。

3号外部通報の場合、通報者の特定を含めた不利益取扱い禁止が保護要件を具備した場合に認められる法的効果である以上、真実相当性及び特定事由の具備が必要となる。通報対象事実の調査は、通報の受理と共に始まる場合もあるが、その調査結果が判明する前であっても、保護要件が証明されない限り、通報者の特定等の不利益取扱いの禁止といった法的要請は働かない。

質問5に対する回答としては、通報が受理され、通報対象事実の調査が開始したとしても、保護要件（3号外部通報は、真実相当性と特定事由の具備）が無いことが判明した場合は、たとえ調査はそのまま続行されたとしても、通報者の特定や懲戒処分等の不利益取扱い禁止の要請は働かない。

もっとも、真実相当性の保護要件に関する判断は困難を伴う場合が少なくなく、処分権者の判断が不服審査や司法判断で覆る可能性もある。よって真実相当性のないことが明白な場合（なお、本件はそうした場合であった。）を除き、調査結果が判明するまで通報者の特定等の不利益取扱いは、自制するのが望ましいといえよう。

- 6 「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項に係る指針」の第4のうち、2（1）及び（2）は内部公益通報に限定せず、外部公益通報となる場合も通報者を保護する体制の整備が求められていると解釈するのか。

【回答 6】

所論のように解釈することはできない。

法第 11 条第 1 項及び第 2 項の体制整備義務は、内部通報に関するものであり、第 4 の 2 (1) (不利益な取扱いの防止に関する措置) も (2) (範囲外共有等の防止に関する措置) も内部通報についての体制整備である。

そもそも範囲外共有は法第 11 条第 1 項に基づく窓口 (公益通報対応業務従事者) 及び同第 2 項に基づく取扱体制の構築が定められている内部通報においてのみ発生しうる事態であって外部通報においては範囲外共有という事態は観念できない。外部通報は「事業者 (役務提供先等)」が取り扱うものではないからである。

なお、質問 6 にあるような誤謬は、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項に関する指針」の第 4 の 2 がその対象を明示的に内部通報の通報者に限定することなく「公益通報者」(法第 2 条 2 項) の用語を使用していることに由来すると思われるが、その点については質問 7 の回答で述べる。

7 公益通報者保護法に関する「解説改正公益通報者保護法 (第 2 版)」の逐条解説 224 ページには、法 11 条第 2 項の条文解説として、「体制整備その他必要な措置」は公益通報のうち内部公益通報に対応するための体制整備に限定するとの記載がある。

法第 11 条第 4 項に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置は指針において定めるとあるため指針を参照する必要がある。指針には「第 4 内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置」が定められており、指針第 4 の 2 「事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置を取らなければならない」も指針第 4 に含まれている。

前述の「解説改正公益通報者保護法 (第 2 版)」351 ページに「指針の法的意義」の記載がある。その記述に「事業者にとって、指針の解説は指針に定められる考慮要素等のように内部公益通報対応体制に関する「議論の素材」として説明に用いなければならないわけではない。説明に用いることができるにとどまり、法的効力は弱い。紛争が発生した場合の裁判所にとっても法的効力は同様である。」とある。

この時、事業者が法および逐条解説、指針を参照した時に体制整備義務は内部通報のみに適用されると考えることに妥当性はあるか。

【回答 7】

質問 7 の第 1 段及び第 2 段は、質問の前提としての「解説」や「指針」の記述である。第 2 段は、指針第 4 の 2 に「事業者は、公益通報者を保護する体制の整備として、次の措置を取らなければならない」とあり、「内部公益通報」との限定がないことから混乱が生じているようであるが、これは「公益通報」という指針における用語の定義と「公益通報者」という公益通報者保護法第 2 条第 2 項の用語の定義との弁別が困難であることから生じていると思料する。法が定義する「公益通報者」の用語に指針の「公益通報」の用語の定義を読み込んでしまっている誤謬がある。

そもそも、法第 11 条第 4 項の「指針」は、第 1 項及び第 2 項の内部公益通報体制の整備を内閣総理大臣に委任するものである以上、その委任の範囲を超えて外部通報にかかる体制の整備や構築を指針によって策定することはできない。実際、指針第 4 にも「内部公益通報体制の整備その他の必要な措置」とあり、第 4 の 2 も、内部公益通報体制に関するものと限定的に解するのが当然である。

なお、指針第 4 の 2 に「事業者は、公益通報者を保護する体制…」とあり、そこに「公益通報者」の用語が用いられ、内部通報の通報者に限定する旨の明示的な説明が無いことが混乱を招いているようである。そこでの「公益通報者」の語句は、「公益通報をした者」（法第 2 条第 2 項）の意味であり、文脈から内部公益通報の通報者に限定されるのは当然である。そこでの「公益通報者」の「公益通報」は、指針における用語の定義としての「公益通報」（外部通報を含む）として用いられているものではないことに注意されたい（厳密には、「内部公益通報の公益通報者」と書くべきところを「公益通報者」としたものであり、そこに「外部通報も含む公益通報をした者」と読み込むべきではない。「公益通報者」という用語に 2 つの異なる定義を読み込むことになるからである。

第 3 段は、「指針」ではなく、「指針の解説」の効力を尋ねるものであるが、そもそも「指針」は法第 11 条 4 項が法第 11 条第 1 項及び第 2 項の体制整備のために内閣総理大臣に委任したものであり、委任の範囲を逸脱しない限りにおいて法規範としての性格を有するが、「指針の解説」は参考資料にすぎない。いわば学者による「学説」と同じであり、事実上の影響力を

有するが、法的効力は持たない。いずれにしても「解説・改正公益通報者保護法(第2版)」における所論の「法的効力は弱い」という表現は、正確性に欠ける。

第4段の質問に対する回答は、「妥当」である。外部通報を除外して内部通報体制を構築することが法第11条第1項及び第2項にいう内部通報体制の整備と構築を目的とする同条第4項に違反するとはいえないからである。

8 公益通報者保護法第2条の公益通報の定義には、真実相当性が含まれておらず、また「公益通報ハンドブック」p6の「1. 通報者が「公益通報者」として保護されるために必要な事項」に、真実相当性は含まれていない。

一方、体制整備を定めた指針の用語の説明に「公益通報は法第2条第1項に定める「公益通報」をいい、処分等の権限を有する行政機関やその他外部への通報が公益通報となる場合も含む」とあるが、指針第4の2で求める体制整備において、外部通報の真実相当性の有無は必要としないと理解してよいか。

【回答8】

質問8の第1段は、「公益通報ハンドブック」p6の「1. 通報者が「公益通報者」として保護されるために必要な事項」という文章の意味に関するものである。思うに、当該文章は、「公益通報者」としての保護を受けるための必要条件をいうものである。つまり、公益通報者保護法第3条又は同第5条の保護を受けるためには、まず当該通報が「公益通報」であることが前提となっているため、法第2条の定義要件の具備が「保護されるために必要な事項」とされているのである。これをもって法第3条3号ないし同5条3号の保護要件がなくとも保護される場合があることを示すものと受け取ったのだとすれば、それは誤読である。必要条件と十分条件の区別を弁えるべきである。

つまり、公益通報としての保護を受けるには、「1. 通報者が「公益通報者」として保護されるための必要な事項」(必要条件)に加えて「2. 公益通報者保護法に基づく保護を受けるための要件」(十分条件)を充足する必要があるのである。

質問8の第2段は、指針第4の2が求める体制整備が外部通報の真実相

当性の有無を必要としないのかというものであるが、指針第4の2が、内部公益通報の体制整備に関するものであり、そこでの「公益通報者」が外部通報をした者を含まないものであることは、質問7の回答で述べたとおりであり、質問の前提を誤っている。

ところで、過日、百条委員会での質疑応答の中で、県議から教育委員会等の行政委員会に「外部通報」の窓口を設置することを求める質疑があり、少なからず混乱を覚えた。定義上の矛盾と混乱を感じたからである。公益通報者保護法第2条第1項は「役務提供先があらかじめ定めた者」に対する通報を「役務提供先」と合わせて「役務提供先等」として1号内部通報の通報先としており、教育委員会等の行政委員会に設置した通報先は、社外の弁護士、通報受付会社、労働組合などと同じく「役務提供先等」であり、1号内部通報の通報先である（「逐条解説」p71参照）。これを「外部通報」の通報先との表現を用いて質疑することは概念上の混乱を招くものであった。議会におけるこうしたやりとりが、3号外部通報が真実相当性と切り離して保護される場面があるという誤った理解を生んでいるのではないだろうか。

9 告発文の作成者を特定するための調査過程(3/23～3/25)で、元県民局長の公用PCから発見されたクーデター計画等のファイルを根拠に、「不正の目的」であるため公益通報にあたらぬという主張がされているが、「不正な目的」かどうかの判断は、告発文書を認識した時点(3/21)で判断すべきものではないのか。

「不正な目的」を立証する上で必要な条件についてどう考えるか。

【回答9】

「公益通報」に当たるか否かは、通報の時点を基準に判断される（消費者庁参事官室「逐条解説・公益通報者保護法〔第2版〕」（以下「逐条解説」と省略する）P81）。

所論は「不正の目的」の「判断基準時」と、実際に「不正の目的」の判断を行う時点（懲戒処分などの処分時、或いは、司法裁判の判断時）とを混同している。不当な目的の「判断基準時」とは、通報者がその主観において「不当な目的」を有していたか否かを、通報時を基準にして判断するとい

う意味である。もちろん、通報の前後に発せられた発言や後日発見された資料等も通報時の「不当な目的」を証明ないし推断する上で重要な証拠となる。

更に、所論は「不当な目的」を通報の相手方が認識しなければならないかのように誤解している節がある。「不当な目的」は、通報時における通報者の主観に関するものであり、通報時における通報先の認識とは別物であることに留意すべきである。

告発文書による通報後に発見された公用 PC 内のクーデーター計画のファイルは、告発文書による通報前に作成されたものであり、通報時における通報者の計画や目的を合理的に推認させるものである。そうである以上、たとえそれが通報時において通報先が知りえなかったものであったとしても、通報時における通報者の「不当な目的」の存在を立証する証拠資料として用いることに何の問題もない。

10 「不正な目的」と考えられる事情と公益目的と考えられる事情が併存している場合、「不正な目的」についてはどのように判断されるのか。

不正な目的を立証する上で必要な条件についてどう考えるか。

【回答 10】

質問 10 の前段は、「不正の目的」と「公益目的」が並存する場合における「不正の目的」の判断基準を問うものであるが、名誉毀損における真実性の証明の前提要件とされている「専ら公益を図る目的」（刑法 230 条の 2）については、たとえ不正の目的が介在しても「主たる動機が公益目的」であればこれを認めている。ここから、「不正の目的」と「公共目的」が並存している場合、その主たる動機が「不正の目的」であると認められることが必要である。

質問 10 の後段（不正な目的を立証する上で必要な条件についてどう考えるか）に対する回答は、次のとおりである。

- 1) 「不正の目的」が複数ある動機の中で主たるものであること
- 2) 「不正の目的」の判断基準時は「通報時」であること（回答 9 参照）
- 3) 「不正の目的」は通報者の主観であり、通報先の認識とは別であること
- 4) 「不正の目的」の立証責任は、事業者側にある（「逐条解説」p82）。

5)「不正の目的」の有無は、複数ある訴因（告発文書に記載された複数の通報対象事実）のそれぞれについて認定されるべきものであること

6)「不正の目的」とは、公序良俗に反する目的をいい、不正の利益を得る目的、他人に不正の損害を与える目的や貶める目的などをいうこと（「逐条解説 p59～60。」）

因みに、知事を失職させるクーデター計画云々は他人である知事を貶めて不正の損害を与えるものであり、「不正の目的」である。

11 元県民局長は3月の文書配布の後、今年4月に兵庫県の公益通報窓口で文書と同様の内容と思われることについて内部通報を行った。その後、5月に兵庫県は、3月の文書配布等について懲戒処分を行った。

元県民局長が行った4月の内部通報の調査結果を待たずに、兵庫県が3月の文書配布について処分を行ったことの適法性についてどう考えるか。

【回答 11】

1号内部通報については事業者等の権利侵害のおそれがないと考えられているが、マスコミやインターネット上での公表を含む3号外部通報においては、これによって事業者や第三者が被りうる権利侵害（名誉毀損、信用毀損、偽計業務妨害、営業秘密等の機密情報の漏洩、個人情報漏洩等）のおそれがある。1号内部通報と3号外部通報との間に法的保護を受けるための保護要件に違いがあるのはそのためである。1号内部通報の保護要件は主観的な「思料」で足りるが、3号は客観的な「真実相当性」が必須要件とされ、かつ、法第3条3号イ～への特定事由を具備する必要がある。

たとえ通報の内容が同じであっても、3号通報と1号通報とは通報先の異なる別個の通報であり、保護要件については、別個に判断されるべきものである。3号通報（例えばネット上の公開によるもの）がなされた後に、同一の内容が1号通報されたとしても、それが3号通報として漏洩・公表・伝播等の危険に晒された事実は消滅しない。後日の内部通報によって3号通報の保護要件の欠缺が治癒されることはない。

つまり、3月の告発文書による外部通報と4月の内部通報とは、通報先の違う別個の2つの通報がなされたものとして処理されるべきであり、先になされた外部通報の保護要件に関する判断は、その後になされた内部通

報による影響は受けない。すなわち、4月になされた内部通報の調査結果を待つ必要はないのであり、これを待つことなく行った懲戒処分は適法である。

12 元県民局長による文書配布への兵庫県への対応の適法性についてどう考えるか。

【回答 12】

ここで兵庫県の対応として問われているのは、元県民局長によって配布された文書（以下「告発文書」という。）に接した知事が直ちに副知事らに通報者の探索を指示し、程なく通報者が特定されたことをいうものとして回答する。

告発文書の内容は、斎藤知事や兵庫県政に対する批判にとどまらず、斎藤知事に対する誹謗中傷はもちろん、関係企業や職員らの実名を記して名誉毀損、信用毀損、業務妨害、個人情報漏洩等がなされており、そのまま事態を放置することが許されないものであった。既にマスコミや議員に対して頒布されていたが、それ以上の拡大を阻止し、再び同様の告発文が頒布されないよう抑止する必要もあった。そのため迅速な通報者（加害者）らの特定が必要と認められる緊急性があった。しかも、告発文の内容から、兵庫県の職員によるものと推認できたということであり、通報者（加害者）の特定は、職員らの管理監督者たる知事の責務でもあった（告発文書が複数の通報先に頒布された時点で国賠法 1 条 1 項の違法行為が成立し、兵庫県は実名を記された関係企業や職員らに対する損害賠償責任を負っていると解される。）。

告発文が外部に頒布されていることを知ってからの知事及び副知事らの初動は、迅速かつ合理的であり、その結果、元県民局長が作成頒布したものであることを突き止め、告発文による関連企業や職員らの被害を最小限に抑えることができたことは、むしろ、賞賛に値する。

また、告発文書のマスコミ等の外部へ頒布されたことが、公益通報者保護法第 2 条 3 号の外部通報に該当し、通報者（加害者）の探索と特定が公益通報保護法に違反するという議論があるようだが、これに対しては次のように考える。

まず、告発文書による通報は、公益通報に該当しないことは質問 1 に対する回答で述べた通りである。仮に公益通報に該当するとしても、保護要件である真実相当性も特定事由も認められない。3号通報としての保護が受けられない以上、通報者に対する不利益取扱いとしての通報者の探索もその特定も違法とはなりえない。

- 13 本件において、告発文が公益通報に該当するか否かはさておき、公益通報に当たる可能性を一切排除し、告発文の被告発者が自らの判断で告発文は事実無根と断じ、さらに、第三者委員会などを設置することなく、内部調査で調査を済まそうとした初動については、知事という権力者として不当な対応、初動だったのではないか。この点について、ご見解を伺いたい。

【回答 13】

回答の前提として地方公務員法における懲戒処分等の首長の権限について整理する。地方公務員法は首長たる知事に職員に対する分限処分（地公法 28 条 1 項）及び懲戒処分（同 29 条 1 項）の権限を付与している。分限処分又は懲戒処分の手続・方法については条例で定められている（同 28 条 3 項、同 29 条 3 項）。懲戒その他の意に反すると認める不利益な処分に不服ある者は、人事委員会又は公正委員会に対し、不服審査を申立てる権利を有している（同 49 条の 2）。因みに、申立期間は処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内である（同 49 条の 3）。

それが公益通報に該当し、かつ、保護要件を満たすものであったか否かは、知事の権限とされている分限処分ないし懲戒処分の中で検討されるべき事由の 1 つである。公益通報保護法を理由とした異議も不服審査における審査対象となる（公益保護法第 5 条 3 号の保護要件が認められれば当該処分は無効となる）。また、人事委員会等による裁決に不服があれば、司法裁判所に対して取消訴訟を提起することができる。

質問 13 は、公益通報に当たる可能性を一切排除し、告発文の被告発者が自らの判断で告発文は事実無根と断じ、さらに、第三者委員会などを設置することなく、内部調査で調査を済まそうとした初動について、それが不当な対応ではなかったかとの疑問に基づくものと思料されるが、当職は聊かの疑問も感じない。

その理由は、上記のとおり、知事の対応には、法令上の手続き違反はなく、事実無根とする判断も妥当なものと思料するからである。事実無根という判断は、3号通報の保護要件たる真実相当性を否定するものであり、公益通報に当たる可能性を一切排除していたとも思えない（仮に公益通報に当たる可能性があるとしても、法第5条3号の保護要件を具備しないとしてその保護の可能性を排除したとも考えられるという意味である。）。

その判断の当否（公益通報者保護法違反の有無に対する判断も含む）については、準独立委員会である人事委員会等への不服審査（地公法第49条の2）の道が開かれており、手続や判断の内容に違法があれば、そこでの裁決において覆ることになる（そこでの裁決に不服があれば、更に司法審査を求めることができる）。

今回の事案は、元県民局長による告発文書（それは知事や県政の批判にとどまらず、関係企業や職員を实名入りで誹謗中傷し、個人情報をも漏洩するものであった。）の頒布（3号通報先への通報）による非違行為が明らかであり、かつ、公益通報者保護法による保護もないことが明白な事案であり、敢えて第三者委員会などを設置して慎重な検討を行う必要はなく、内部調査で済ますことで迅速な処分を行ったことに特段の問題があるとは思えない。

実際のところ、元県民局長は告発文書の頒布を理由とする3月27日の分限処分（西播磨県民局長の解任）についても、5月7日の懲戒処分（定食3か月）についても、不服審査を申立てていないし、不服審査を申し立てる構えも見せなかった（分限処分については6月28日に申立期限を経過している）。そのことは、元県民局長自ら、告発文書を複数の通報先に頒布する行為が公益通報者保護法の保護（不利益処分の禁止）を受けられるものと考えていなかったものと推認される。

質問13では、第三者委員会などを設置しなかったことの当否も問われているが、前述したとおり、条例や規則のない限り、第三者委員会などの設置は知事の裁量であり、その裁量判断においては、迅速な処分の必要性や懲戒事由の明白性も考慮事由となる。本件では敢えてこれを設置しなかったことに特段の問題はなかった。

告発文書には、知事に対する非難ないし批判的事実だけでなく、実名が記された関係企業の信用毀損や県職員に対する名誉毀損ないし個人情報漏

洩の違法が一目して明らかに認められ、関係者の法益侵害ないしその拡大を阻止する必要上、迅速に加害者（通報者）を特定し、更なる権利侵害を阻止する必要が認められる。加害者たる通報者の迅速な特定と適正な処分は、むしろ、県民から権限を委ねられた権力者たる知事の使命であり、権力を委ねた県民に対する責務である。

本件では、知事の初動により、加害者（通報者）の特定が迅速になされ、速やかな処分が行われた。これは賞賛に値する。他方、元県民局長の人権に対する侵害については、懲戒処分等の不利益処分を争う道があるにもかかわらず、敢えて申立てを行わなかったことから、処分それ自体には納得していたものと考えられる（告発文書が3号外部通報としての保護を受けられるものとは考えていなかったものと推認される）。

- 14 クライアント先から、今回のようにマスコミ等へ送付された文書を入力して、その対応を相談された場合にどのように助言するか。

【回答 14】

その内容が生命・身体の危険若しくは財産に対する一定の重大な損害が生じえるものであり、現在性ないし切迫性があり、かつ、一定の信用性が認められるものであれば、直ちに警察に届け出るか、或いは、SNS上で公表することを勧める（場合によれば当職が当職の名において投稿することも選択肢の1つとして提案する）。

そうした緊急性がなく、或いは、内容の信憑性に疑問がある場合は、通報先であるマスコミ等による判断を待ち、事態を見守るよう助言する。

仮に、当該文書の内容が、相談しにきたクライアントに対する誹謗中傷である場合、かつ、その通報者がクライアントの従業員ないし役員であると考えられる場合、まず、犯人の特定を行い、その上で適切な処分（刑事告訴を含む）をとるよう助言する。

調査報告書素案（整理ベース）

構成

I 文書問題調査特別委員会について

1 概要

- (1) 設置の経緯及び目的
- (2) 調査権限
- (3) 調査事項
- (4) 名称及び定数
- (5) 法的アドバイザー
- (6) 運営
- (7) 調査費用

2 開催状況

II 任意調査について

- 1 職員アンケートによる調査
- 2 聞き取りによる調査
- 3 書面による調査

III 文書の7項目にかかる調査の内容と結果について

- 1 五百旗頭真理事長ご逝去に至る経緯について
- 2 令和3年の知事選挙における県職員の事前選挙活動について
- 3 次回知事選挙に向けた投票依頼について
- 4 知事が贈答品を受け取っていることについて
- 5 知事の政治資金パーティー実施にかかるパーティー券の購入依頼について
- 6 阪神・オリックス優勝パレードにかかる信用金庫等からのキックバックについて
- 7 知事のパワーハラスメントについて

※項目ごとに「委員会としての判断（ア 認められる事実、イ 事実に対する評価）」及び「提言」を記載

IV 公益通報者保護法にかかる調査の内容と結果について

- 1 当該文書入手から懲戒処分までに関する証言
- 2 公益通報者保護法上における当該文書及び県の対応

※「委員会としての判断」及び「提言」を記載

V 総括

VI 総括的提言

VII 参考資料

文書問題調査特別委員会運営要領（改正案）

1 調査事項

令和6年3月12日付け元県民局長の文書に記載されている7項目の内容の真偽及び公益通報者保護に関連する事項

2 調査権限

地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限

3 調査期限

令和6年6月13日から調査が完了するまでとし、閉会中も調査を行うことができる。

4 調査経費

本調査に要する経費は、500万円以内とする。

5 会議の場所

会議は原則として大会議室を使用する。

6 調査日程

調査日程については、委員会に諮り決定する。

7 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は原則公開とし、インターネットによるライブ中継及び録画配信を行う。ただし、公開することにより事実関係が解明できないおそれがあるとき、個人のプライバシーに関わるとき等は、委員会の議決により秘密会とすることができる。
- (2) 委員は、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (3) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。

8 傍聴

- (1) 傍聴人の定員は、30人とする。ただし、特に必要があると認める場合は、委員長は委員会に諮って別に定員を決めることができる。
- (2) 資料の配布については委員長が決定する。
- (3) 委員外議員は秘密会も傍聴できるものとする。ただし、秘密会で知り得た情報は他に漏らしてはならない。
- (4) 撮影・録音は報道機関のみとする。ただし、撮影は委員長が指定した場所から行うものとする。
- (5) その他兵庫県議会委員会傍聴取扱要綱によるものとする。

9 理事会等

- (1) 委員会の円滑な運営を図るため、理事会を置く。

- (2) 理事会は、正副委員長及び理事5人をもって構成する。なお、委員長は、理事とは別に指名した委員に、オブザーバーとして理事会への出席を求めることができる。
- (3) 理事は、委員会の運営について委員長に協力し、委員間の連絡調整に当たる。
- (4) 調査報告書に関する協議、調整等を行うため、協議会を置く。

10 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って決めるものとする。